

会 議 録				
委 員 会	県議会のあり方に関する検討委員会			
年 月 日	平成23年11月4日(金) 11時00分～11時55分	場 所	議会運営委員会室	
出 席 員	座 長 十屋 幸平 委員 押川修一郎 委員 坂口 博美 " 中野 廣明 " 横田 照夫 " 清山 知憲	委 員 田口 雄二 委員 高橋 透 委員 河野 哲也 委員外議員 前屋敷恵美	欠 席 員	なし
事務局の出席	(事務局) 局長、次長、総務課長、議事課長、政策調査課長、その他関係職員			
協議事項及び結論等	<p>○ まず、全項目について、県外調査結果を踏まえての各会派の意見等を確認した。なお、協議結果は下記のとおり。</p> <p>【議会の機能強化】</p> <p>(1) 予算審議の強化について → 条例化する方向で一致。 なお、具体策については、別途協議することとなった。</p> <p>(2) 議会の会期について → 会期については、現状のとおり（定例会4回）とするという方向で一致したが、緊急時の議会開催のあり方については、今後議論を深めることとなった。</p> <p>(3) 反問権について → 奈良県の条文にならい、趣旨確認程度の発言ができることを条例に盛り込む方向で整理された。 なお、「反問権」という表現は使わないこととなった。</p> <p>(4) 議員間討議について → 条例に盛り込むという方向で整理された。 なお、議員間討議を行う際は、必要に応じて執行部に同席してもらうこととなった。</p> <p>【知事等と議会との関係】</p> <p>(1) 監視機能の強化について → 前回までの協議結果のとおり、知事と議会との関係の基本原則を条文化し、「監視及び評価」という条文の中で事務執行の事前・事後の監視を行うとともに、県民にその評価を明らかにするという内容も盛り込むという方向で整理された。</p> <p>(2) 政策立案及び政策提言について → 現状の取組（今まで議論してきた内容）のほか、必要に応じて調査機関や諮問機関を設置できることを条文化する方向で整理された。</p>			

【議会と県民との関係】

(1) 県民意思の反映について

→ 県民の意向を議会に反映するとともに、公聴会、参考人制度等を積極的に活用し、県民が議会活動に参画する機会を確保することを条文化する。

なお、条例化した後に、県民との意見交換や幅広い情報提供、県民が参画できる機会を作るといったことの詳細策を議論するという方向で整理された。

(2) 広報広聴活動の充実について

→ 多様な媒体を用いた情報提供を行うことを条文化する。

なお、ネット中継や議長の記者会見については、広報委員会の中で協議を行うという方向で整理された。

(3) 県民(請願者等)への説明責任について

→ 請願に限定して明記はせず、議員の議会活動について、県民へ説明責任を果たすことを条文化するという方向で整理された。

○ 今後、条例に盛り込みたい項目(これまで検討してきた項目以外の項目を含む)の一覧表を会派ごとに作成し、11月18日(金)までにそれぞれ事務局に提出する一方で、座長は、これまでの議論を踏まえて条例の理念等の座長案を作成し、次回の委員会で提示することになった。

○ 次回の委員会では、今回の協議内容に対する党議の結果を確認した上で、上記座長案等をもとに、条例の制定に向けて更に検討を進めることを確認した。

○ 次回の委員会は、11月25日(金)の午後1時30分に開催する。